

第 33 回 (H23 年度第 2 回) 誠愛院内勉強会

平成 23 年 5 月 31 日

演者

九州大学病院リハビリテーション部
診療准教授
高杉 紳一郎 先生

略歴

<学歴>

昭和 58 年 九州大学医学部 卒業
平成 元年 九州大学大学院 修了・医学博士 (第 2 生化学教室・活性酸素の研究)
平成 5 年 東京大学教育学部 特別研究生 (国内留学・スポーツ医学研修)

<職歴>

昭和 58 年 九州大学 整形外科入局 以後～整形外科診療に従事
平成 5 年 同 リハビリテーション部勤務 以後～リハビリ診療に従事
平成 9 年 同 整形外科講師, 整形外科医局長を経て
平成 22 年 九州大学病院 診療准教授, 現在に至る

<専門>

高齢者リハビリテーション (介護予防, 転倒予防)
スポーツ医学・障害予防 (日本体育協会公認 スポーツドクター)

<学会役員>

日本リハビリテーション医学会 専門医, 日本義肢装具学会 (評議員)
日本整形外科スポーツ医学会 (評議員), 日本体力医学会 (評議員)
転倒予防医学研究会 (広報委員長) 他

<審議会等> 福岡市障害者更生相談所 嘱託医,
福岡市福祉用具普及事業運営協議会 委員長
福岡県介護保険審査会 委員

講演タイトルと抄録

「身体障害者手帳診断・等級判定のポイント」

身体障害をもつ患者さんやご家族にとって、各種福祉サービスを受取るための大前提として、身体障害者手帳の診断書は、極めて重要な意味を持っている。一方で、行政独特の基準や難解な指数計算など、通常の医学的診断や重症度判断とは全く異質な規則があるため、医療職にとって診断書の作成は、多くの時間と労力と気力を要する作業となっている。中には、医療常識では全く予想できない判断基準もある。例えば、腰部脊柱管狭窄症の最も主要で特徴的な症状は「間欠性跛行」であるにも関わらず、この所見は障害認定の対象外とされている。「間欠的な症状」は「永続的でない」との解釈によると思われる。

いずれにせよ、規則は規則として把握し、要所さえ押さえれば、多忙な診療業務の中で不要な労力をかけずに済むわけであり、講演では、円滑な福祉制度運用のため、無駄なく最大限の効果が得られるようなコツをお知らせしたい。

以下の疑問点にお答えする予定・・・

発症から何ヶ月たてば手帳診断できるの？ ナゾの「6ヶ月待ち」？
四肢の重複障害はどのように合算するの？ ナゾの「中間取りまとめ」？
症状が大きく変動する場合はどうするの？ 調子が悪い日は来院できないのに？
回復の可能性が低い疾患や進行性の疾患は「障害固定」まで診断できない？
「痛み」は評価されるの？ 「レントゲン所見」は評価されるの？
「将来の再認定」はどのケースに必要か？ 空欄にも意味がある？
付録：切断の等級早見図 (上下肢欠損早見表)